

史跡の整備と維持管理に係る財政支援の拡充

【担当省庁】文化庁

奈良県における取組

1. 史跡整備の推進

- ◆ 多数の国史跡がある奈良県内では、史跡を確実に保存しながら、その本質的価値を広く伝えて活用を図るために、史跡地の公有化と整備事業が進められている。
- ◆ 「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業国庫補助金」を活用した史跡整備として、県は「史跡飛鳥宮跡」「史跡高取城跡」について整備事業を進めると共に、複数の市町村がそれぞれ整備事業を進めている。
- ◆ しかしながら、**同補助金の令和6年度予算額は増加したものの、県・市町村からの要望額に対する補助金の充足率は50%程度と非常に低くなっています**、事業が当初の計画より長期化する原因となっている。



史跡飛鳥宮跡



史跡高取城跡

2. 史跡の適切な管理

- ◆ 史跡指定地は所有者が管理するのが原則となっている。しかし、国有史跡で地方自治体が管理団体となっているものについては、指定文化財管理費国庫補助金を受けて、地方自治体が見廻り看視及び除草を含む清掃等を実施している。
- ◆ **補助額の算定基準となっている除草等の単価設定が低いこともあり、十分に管理できないだけでなく、経費の持ち出しが発生して自治体の財政を圧迫している。**



史跡北山十八間戸



史跡頭塔

国にお願いすること

- ① 史跡高取城跡等の県内史跡の整備を推進するため、**史跡等の大規模な保存整備・活用に関する補助金総額を増額**していただきたい。
- ② 国有史跡で地方自治体が管理団体となっているものについて、**その管理にかかる経費の全額を国で負担**いただきたい。

【県担当部局】 地域創造部 文化財課